千葉市立小学校・特別支援学校　学校給食施設

グリストラップ及び排水管清掃業務委託（緑区）　契約書別紙

１　委託内容

（１）受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

　　◎収集・運搬に関する事業範囲

　　　［産廃］

　　　　許可政令市：

　　　　許可の有効期限：

　　　　事業範囲：

　　　　許可の条件：

　　　　許可番号：第　号

（２）委託する産業廃棄物の種類

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類は次のとおりとする。

種　類：汚泥

（３）処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

　　　　事業場の名称：

　　　　所在地：

　　　　処分の方法：

　　　　施設の処理能力：

（４）収集運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（５）再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、受注者は書面による発注者の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務又は処分業務を再委託することができる。この場合において、受注者は発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除する。

（６）最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

　　　　最終処分場の名称　：

　　　　最終処分場の所在地：

　　　　最終処分方法　　　：

　　　　最終処分場処理能力：

（７）処分のための保管

受注者は、前項に指定する事業場以外では、発注者から委託された産業廃棄物の処分のための保管を行わない。前項の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第11条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

２　義務と責任

（１）発注者

①　発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

　　　　○産業廃棄物の発生工程

　　　　○産業廃棄物の性状及び荷姿

　　　　○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

　　　　○混合等により生ずる支障

　　　　○日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

　　　　○石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

　　　　○その他取扱いの注意事項

②　発注者は、 委託契約期間中、 適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、 　委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。  
 なお、 受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、 性状等の変動幅は、 製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

③　発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成１８年３月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

④　発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（２）受注者

①　受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

②　受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストＢ２票で、処分業務についてはマニフェストＤ票で代えることができる。

③　受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。